

令和4年度

環状通エルムトンネル設備更新等基本検討業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路設備課

基本検討業務委託内容説明書

1. 業務名 環状通エルムトンネル設備更新等基本検討業務
2. 履行期間 契約締結日から 令和 5 年 2 月 7 日(火)まで
3. 総委託料 円也
- 設計委託料 円也
- 消費税等相当額 円也

4. 業務人・日 (118 人)

注1)平成31年国土交通省告示第98号に基づき算定した業務人・日は委託料を算定するための参考数量であり、契約上の業務人・日を規定するものではありません。

注2)業務人・日は技師Cを基準とし、対象外業務率を乗じて算定しています。

(仕様書に規定する業務遂行に要する全ての人件費相当分を含みます。)

5. 業務内容

別紙の「基本検討業務委託特記仕様書」にもとづく基本検討業務とする。

基本検討業務委託特記仕様書

1 業務の概要

環状通エルムトンネルに設置されている受変電設備等の更新及び換気設備等の撤去について、効率的かつ経済的な手法や工程等について検討を行うものである。

2 対象施設

札幌市北区北 18 条西 10 丁目ほか	環状通エルムトンネル、同換気所
札幌市北区北 7 条西 3 丁目（札幌駅北口）	道路情報管理室
札幌市北区太平 12 条 2 丁目 1 - 17	北区土木センター

3 用語の定義

- (1) 「担当職員」とは契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、円滑に実施するために担当職員との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。

4 業務の内容

環状通エルムトンネルはしゅん功から 20 年以上経過して各設備の更新時期を迎えている。また、施設を運用しながらの更新となるため、更新スペース確保の観点から、令和 3 年度末に休止した換気設備等について順次撤去を検討する必要がある。

そのため、下表の内容を盛り込んだ「効率的かつ経済的な工程」を検討すること。なお、「概算費用の算出」も併せて行うこと。（設備の詳細項目は別表 1 のとおり）

検討対象設備	更新・撤去	検討内容
トンネル換気設備	更新・撤去	
トンネル除じん設備	更新・撤去	
受変電設備	更新・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷容量の見直し ・ 新設位置の検討
非常用発電機設備	更新・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷容量及び長時間運転の検討 ・ 新設位置の検討 ・ 地上給油口設置の検討
無停電電源設備	更新・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷容量の見直し ・ 新設位置の検討
撤去・更新全体工程	更新・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的、経済的な全体工程の検討

注 1) ジェットファン・煙霧透過率測定装置・風向風速計及び一部配線については令和 4 年度中に別途発注業務にて撤去予定である。

注 2) 更新設備の新設位置は、トンネル換気設備及び除じん設備撤去により空いたスペースを有効的に利用することを含め、総合的に検討すること。
また、新設位置については、既存の構造に対する固定荷重・積載荷重・地震荷重などを十分考慮し、配置を検討すること。なお、検討した資料は委託者へ提出すること。

注 3) 非常用発電機設備更新の検討においては、燃料タンクの更新または増設も視野に入れた長時間運転の検討を行うこと。

注 4) 受変電設備、非常用設備及び無停電設備の検討においては、既存設備の使用エネルギー量を考慮すること。

注 5) 工程の検討においては、施設が常時稼働することを念頭におき、設備の空白期間が無いようにすること。

(1) 計画準備

業務内容を確認し、目的や趣旨を把握したうえで、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制等の事項について整理した業務計画書を作成する。

(2) 更新等基本計画書作成

更新等基本計画書作成においては、下記項目を盛り込むこと。

- ア 設備の状態(経過年数)、現状と課題
- イ 計画の基本方針
- ウ 対象設備の更新及び撤去の優先順位
- エ 実施時期(工程表含む)
- オ 実施に関する概算費用及び効果

本計画書作成にあたっては、札幌市で作成した「札幌市道路維持管理基本方針」及び「札幌市道路施設等設備機能保持計画」の考えを取り入れることを前提とし、次の基準等によるほか、担当職員の指示によるものである。

- ア 「道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)」
- イ 「道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案)」
- ウ 「電気通信施設アセットマネジメント要領・同解説(案)」
- エ 「電気通信施設設計指針」
- オ 「公共建築工事標準仕様書」
- カ 「公共建築工事積算基準」
- キ 「土木工事標準積算基準書」
- ク 「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」
- ケ 「電気通信施設設計要領・同解説」

また、計画の基礎となる施設情報(施設概要、故障・整備・修繕・更新履歴等)については、委託者が提供する。

更新等基本計画書は図面やイラスト、写真などを用いてわかりやすく表現することに努めること。

(3) 業務報告書作成

業務で行った調査、検討内容、打ち合わせ協議記録および計画作成関連資料を成果品として取りまとめ報告書とする。

5 成果品について

成果品について、計画書は Microsoft Word 形式及び Adobe PDF 形式での電子納品とし、計画作成に用いた資料のファイル形式は事前に委託者と協議すること。

6 履行体制

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できる体制を整えること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

なお、業務責任者は業務全体の品質確保のため、担当職員との調整、再委託者の調整・指導・監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

(2) 業務報告

業務責任者は、業務の進捗状況について担当職員へ定期的に報告し、打合せを行うこと

7 提出書類

(1) 業務計画書 1部

契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書(保険証等雇用関係を確認できる書類等の写し)

イ 業務工程表

ウ 連絡体制表

(2) 完了届 1部

業務完了後、速やかに

(3) 更新等基本計画書・業務報告書

〃

(4) 前項に示す書類・報告書の他、担当職員より指示のある書類

8 安全衛生管理

更新等基本計画書作成にあたり現地調査を行う場合は、道路使用許可等の適切な許可を得た上で保安機材等を配置し、第三者並びに作業従事者の安全を図るとともに、事故防止に努めること。また、受託者は労働安全衛生法等に基づき安全管理に関する事項を確実に実施すること。

9 再委託について

総合的な業務履行計画及び進捗管理、計画書作成に係る技術的な判断については、受託者はこれを再委託することはできない。

なお、前述以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に担当職員の承諾を得ること。

10 留意事項

- (1) 業務に当たっては、事前に担当職員と工程調整等を行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類等の手配・設置等は受託者負担とする。
- (3) 本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- (4) この業務の遂行に当たって、細部について質疑がある場合は、その都度指示を求め、滞りなく業務を進めること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議により決定すること。